



行政判例

△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

◎道路占用料増額追徴金取消の訴

(昭和七、七、一三五號)
(昭和三、七、一三宣告)

○道路占用の許可と占用料の徴收

〔事實〕 京都市長は昭和六年三月二十六日道路占用規程中電線敷道路占用料を改正、電線敷一間に付一年金三圓を五圓とし、従前の規定に依り占用の許可を得たるものに對しては同五年度よ

り之を適用することとし、京都市告示第五十二號を以て其の旨公布したり。而して某電燈會社に對し、五年四月一日以前より引續き占用せるものに付ては五年四月一日に、其の後占用の許可を得たるものに付ては其の占用の始に、占用を廢止せるものに付ては五年四月一日より廢止の日迄の占用期間に、各々廻つて増額を徴收する爲、同六年三月二十七日右規定改正の通知と共に金五萬四千六百餘圓の納額告知書を送達したり。會社は右の如く道路管理者が道路占用料徴收規程改正の日前の道路占用に對し、占用料を増徴する旨の規定を設くるは、占用者の既得權を侵害するものなりとし京都市知事に訴願したる處、同年九月三十日訴願人の申立相立たざる旨の裁決を受けたるに付更に行政裁判所に出訴したるものなり。

〔判旨〕 ○道路法第二十八條第一項の許可は單に占用權を附與するに止まり、同條第四項の占用料を徴收せられず又は一定限度以上に占用料を増徴せられざる地位を占用者に附與するものに非ず、而して同項本文は單に「管理者は道路の占用に付占用料を徴收することを得」と規定するに止まり占用料徴收の時期を制限せざるが故に、同法第五十二條の手續を履踐するに於ては、占用開始と同時に之を徴收するも、開始後に於て開始當初よりの分を徴收するも、將又從來の占用に付増額追徴する旨の規定を設くるも

凡て道路管理者の任意なりと解すべきものとす。

〔參照〕 道路法第二十八條 管理者ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於

テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得

二項(略)

三項(略)

管理者ハ道路ノ占用ニ付占用料ヲ徴收スルコトヲ得

◎ 收用審査會裁決に對する不服の訴

(昭和六、第八十五號)
(昭和七、七、一六宣告)

○ 都市計畫法第二十條第一項に依り内務大臣が收用を裁定

したる土地の權利取得物件移轉の補償に付收用審査會に

於て裁決するに當り、地上物件の所有者が土地收用法第

五十一條第二項に基き、地上物件の移轉に代へ之が收用

を請求したる場合

〔判旨〕 ○ 土地收用法第五十一條の收用地上物件の移轉料又は

該物件の收用に關する規定は損失補償に關するものと解するを相

當とするが故に、地上物件の所有者が同條第二項に基き地上物件

の移轉に代へ之が收用を請求したる場合に於ては、右計畫法第二

十條第三項に依り同條第一項及第二項の適用なく、同法第十八條

第一項及土地收用法第三十五條に依り收用審査會に於て裁決すべ
きものと云はざるべからず。

〔參照〕 都市計畫法第二十條 土地收用法第二十二條第一項ノ

協議調ハサル場合又ハ其ノ協議ヲ爲スコト能ハサル場合

ニ於テハ事業執行者ハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得

ス
前二項ノ規定ハ損失ノ補償ノ協議ニ關シテハ之ヲ適用セ

ス

土地收用法第五十一條 收用又ハ使用スヘキ土地ニ在ル物件

ハ移轉料ヲ補償シテ移轉セシムヘシ但シ物件ノ分割ヲ來

シ其ノ全部ヲ移轉スルニアラサレハ從來用キタル目的ニ

供スルコト能ハサルトキハ所有者ハ其ノ全部ノ移轉料ヲ

請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ物件ヲ移轉スルニ因リテ從來用キタル

目的ニ供スルコト能ハサルトキハ所有者ハ其ノ收用ヲ請

求スルコトヲ得

都市計畫事業ニ付テノ收用又ハ使用ニ付テハ都市計畫法中ニ
別段ノ規定アル場合ノ外土地收用法ヲ適用アルモノトス(都
市計畫法第十八條)